

# 平成24年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	2	府省庁名	総務省
対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他(軽油引取税)		
要望項目名	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長(電気通信設備の電源の用途)		
要望内容(概要)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) 電気通信設備の電源の用途に供する軽油の引取りについての非課税措置</li> <li>・特例措置の内容 電気通信設備の電源の用途に供する軽油の引取りについての非課税措置</li> </ul>		
関係条文	<p>地方税法附則第12条の2の7、地方税法施行令附則10条の2の2、 地方税法施行規則附則第4条の7第1項 地方税法施行規則附則第4条の7第4項</p>		
減収見込額	(初年度) - (▲40) (平年度) - (▲30) (単位:百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的 通信は、災害時の安否確認等に必要なものであり、震災等の非常時においてもその機能を保持することが不可欠である。 そのため、通信サービスを行うための電気通信回線設備は、通常受けている電力の供給が停止した場合においても通信が途絶することがないように、自家発電機等の設置が義務づけられている(事業用電気通信設備規則第3条の2及び第11条)ことから、商用電源の供給が停止した場合等の停電時において通信の確保のために必要となる燃料(軽油)についての非課税措置を延長する。 また、放送サービスについても、震災等の非常時において、被災者への情報提供手段として重要なものであり、その機能を保持するため、商用電源の供給が停止した場合等の停電時において放送の確保のために必要となる燃料(軽油)についての非課税措置を延長する。</p> <p>(2) 施策の必要性 電気通信回線設備は、商用電源の供給が停止した場合においても、通信が途絶することがないように、自家発電機等の設置が義務づけられている(事業用電気通信設備規則第3条の2及び第11条)。 また、電気通信事業者に対しては、非常事態が発生した場合等において、救援等のための通信や公共のために緊急に行うことを要する通信を優先的に取り扱うことが義務づけられている。 東日本大震災時には、東北・関東エリアにおける停電のため、各電気通信事業者においては自家発電により通信設備の運用維持を図ったところである。 軽油引取税の課税免除により燃料費が軽減されることで非常災害時における通信サービスの提供に必要な量の軽油が確保でき、非常時の通信維持に資することから本措置を引き続き講じる必要がある。 放送事業者の設備についても、同様に、非常災害時における放送の提供に必要な量の軽油が確保でき、非常時の放送維持に資することから本措置を引き続き講じる必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案			
		ページ	2-1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	V-4 情報通信技術利用環境の整備 V-3 放送分野における利用環境の整備
	政策の達成目標	情報通信技術に係る利用環境整備の推進 放送分野の利用環境整備の推進
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	3年間の期限延長（平成26年度まで）
	同上の期間中の達成目標	災害時等の緊急非常時における通信・放送手段を確保し、国民生活の安心安全に資する。
政策目標の達成状況	平成23年3月11日に発生した東日本大震災及び首都圏停電の際には、非常用自家発電機を稼働するため軽油が活用され、商用電源停止の際、通信・放送途絶の回避に役だったところ。	
有効性	要望の措置の適用見込み	25社（平年度） ただし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災及び首都圏停電を契機として電気通信事業者が非常用自家発電機を稼働するための軽油の需要及び重要性は高まっており、今後の適用については増大が見込まれる。
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	通信インフラは国民生活に必要な不可欠な社会インフラであり、非常災害時においてもその機能を保持することが必要である。 商用電力の供給が断たれた場合でも通信の途絶を防ぐため、非常用自家発電機の燃料として軽油は不可欠なものである。 東日本大震災及びこれに伴う計画停電対応等の際、電気通信事業者における非常用自家発電機稼働のための燃料消費量は膨大となった。 本措置を講じることにより、電気通信事業者による非常用自家発電機の燃料をより多く確保することができ、非常災害時における通信サービスの提供に必要な量の軽油が確保できることから、国民生活の安心・安全に資するものである。 また、放送事業者についても、同様に、非常用自家発電機の燃料をより多く確保することができ、非常災害時における放送サービスの提供に必要な量の軽油が確保できることから、国民生活の安心・安全に資するものである。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	災害時に国民の生命・財産を守るための手段として通信の維持は不可欠である。 したがって、災害時における国や自治体同士の連絡、国民への情報提供及び安否確認等の手段が確保可能となり、国民の安心・安全に資するものであることから妥当な措置であると認められる。 なお、本件特例措置の対象となる電気通信事業者は、電気通信回線設備を設置する電気通信事業者であるが、電気通信回線設備を設置しない事業者も他の電気通信事業者が設置した設備に接続をすることで通信サービスの提供が可能となる。
ページ	2—2	

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>電気通信事業者の適用実績は、下記のとおりであるが、平成 21 年度軽油使用実績（620 キロリットル）と比べ、平成 22 年度の軽油使用実績は東日本大震災の影響により約 3 倍の 1,731 キロリットルとなっている。これは、軽油が不足したため、通常の免税の手続によらず、急遽、課税軽油によりこの不足分を充当したという理由によるものである。</p> <p>この経験を踏まえ、各電気通信事業者では、軽油の備蓄を増やすことを検討しており、これまでの購入実績以上の免税軽油の購入が見込まれている。</p> <p>【適用実績】  平成 20 年度免税軽油購入実績 計 932.8 キロリットル、非課税額約 30,000 千円  平成 21 年度免税軽油購入実績 計 664 キロリットル、非課税額約 21,000 千円  平成 22 年度免税軽油購入実績 計 695 キロリットル、非課税額約 22,000 千円</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>本特例措置により、軽油引取税の負担が免除されることで、非常用自家発電機の燃料をより多く確保することができ、非常時においても国民が必要とする通信手段確保が可能となることから、国民生活の安心・安全を確保するという政策目的において有効性が認められる。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 21 年度税制改正により本則から附則へ</p>
<p>ページ</p>	<p>2—3</p>